



平成30年12月19日

各 位

会 社 名 株式会社一六堂
代 表 者 名 代表取締役社長 柚原 洋一
(コード番号:3366 東証 第一部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長兼財務経理部長
大木 貞宏
(電話番号 03-3510-6116)

株式会社八越による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに
親会社、親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

株式会社八越(以下「公開買付者」といいます。)が平成30年11月6日から実施しておりました当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び当社新株予約権(注)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が、平成30年12月18日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成30年12月26日付で下記のとおり当社の親会社、親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

(注)「当社新株予約権」とは、①平成27年6月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第6回新株予約権」といいます。)、②平成28年6月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第7回新株予約権」といいます。)、③平成29年7月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第8回新株予約権」といいます。)及び④平成30年6月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第9回新株予約権」といいます。)の総称を意味します。

記

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社一六堂株式(証券コード 3366)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

II. 親会社、親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動予定年月日

平成30年12月26日(本公開買付けの決済の開始日)

2. 異動が生じた経緯

当社は、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式5,326,743株及び当社新

株予約権3,509個(株式に換算した数350,900株)の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成30年12月26日(本公開買付けの決済の開始日)付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有割合が50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

さらに、当社は、当社の主要株主であり筆頭株主である柚原洋一氏から、その所有する当社株式のうち666,800株について本公開買付けに応募した旨の報告を受けました。この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成30年12月26日(本公開買付けの決済の開始日)付で、柚原洋一氏は、当社の筆頭株主に該当しなくなりますが、同氏及び同氏が議決権の100%を所有する公開買付者の当社の総株主の議決権に対する所有割合の合計が50%超となることから、新たに当社の親会社以外の支配株主に該当することとなります。

3. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社八越	
(2) 所 在 地	東京都中央区八重洲一丁目8番9号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 柚原 洋一	
(4) 事 業 内 容	資産管理業務等	
(5) 資 本 金	5,000,000 円	
(6) 設 立 年 月 日	平成 26 年2月3日	
(7) 純 資 産	4,482,589 円(平成 29 年 12 月 31 日現在)	
(8) 総 資 産	4,552,589 円(平成 29 年 12 月 31 日現在)	
(9) 大株主及び持株比率	柚原 洋一	100%
(10) 当社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	公開買付者と当社の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の代表取締役である柚原洋一氏は、当社株式を合計 4,185,300 株(所有割合 40.67%)所有しております。	
人 的 関 係	当社の代表取締役社長である柚原洋一氏が、公開買付者の代表取締役を兼務しております。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の代表取締役社長である柚原洋一氏が議決権の全部を所有しており、当社の関連当事者に該当します。	

(注)「所有割合」とは、①当社が平成 30 年 10 月 15 日に提出した第 25 期第2四半期報告書(以下「当社四半期報告書」といいます。)に記載された平成 30 年8月 31 日現在の発行済株式総数(9,822,900 株)に、② (i)当社が平成 30 年5月 30 日付で提出した第 24 期有価証券報

告書(以下「当社有価証券報告書」といいます。)に記載された平成30年4月30日現在の全ての新株予約権(4,570個(目的となる株式の数457,000株))から、(ii)平成30年5月1日以降平成30年12月18日までに行使され又は消滅した新株予約権(1,517個(第5回新株予約権1,182個(目的となる株式の数118,200株)、第6回新株予約権275個(目的となる株式の数27,500株)、第7回新株予約権36個(目的となる株式の数3,600株)、及び第8回新株予約権24個(目的となる株式の数2,400株)))を除いた数の新株予約権(3,053個(第6回新株予約権275個(目的となる株式の数27,500株)、第7回新株予約権1,272個(目的となる株式の数127,200株)、及び第8回新株予約権1,506個(目的となる株式の数150,600株)))に、(iii)平成30年6月14日開催の取締役会で発行が決議された第9回新株予約権(1,800個)から、同日以降平成30年12月18日までに行使され又は消滅した第9回新株予約権(36個)を控除した数の第9回新株予約権(1,764個(目的となる株式の数176,400株))を加算した数の新株予約権(4,817個)の目的となる株式(481,700株)の数を加算した数(10,304,600株)から、③当社四半期報告書に記載された平成30年8月31日現在の当社の所有する自己株式数(13,900株)を控除した数(10,290,700株)(以下、「当社潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

(2) 新たに親会社以外の支配株主に該当し、かつ、主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

(1)	氏名	柚原 洋一
(2)	住所	東京都江東区
(3)	当社と当該株主との関係	
	資本関係	柚原洋一氏は、当社株式4,185,300株(所有割合40.67%)を所有しています。
	人的関係	柚原洋一氏は、当社の代表取締役社長を務めています。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	柚原洋一氏は当社の代表取締役社長であるため、当社の関連当事者に該当します。

4. 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(1) 株式会社八越

	属性	議決権の数(議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前	—	—	—	—

異動後	親会社及び 主要株主である 筆頭株主	53,267個 (54.30%)	—	53,267個 (54.30%)
-----	--------------------------	---------------------	---	---------------------

(2) 柚原 洋一

	属性	議決権の数(議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前	主要株主である 筆頭株主	41,853個 (42.67%)	—	41,853個 (42.67%)
異動後	親会社以外の支配株 主及び主要株主	35,185個 (35.87%)	53,267個 (54.30%)	88,452個 (90.17%)

(注1)「議決権所有割合」は、当社四半期報告書に記載された平成30年8月31日現在の発行済株式総数(9,822,900株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(13,900株)を控除した株式数(9,809,000株)に係る議決権の数(98,090個)を分母として計算しております。

(注2)「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。

5. 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株式 5,326,743 株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかったことから、当社が平成30年11月5日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続に従って、当社の株主を公開買付者及び柚原洋一氏のみとすることを予定しているとのことです。

その結果、当社株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者が当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

以上

(参考)平成 30 年 12 月 19 日付「株式会社一六堂株式(証券コード 3366)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」(別添)

平成 30 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社八越
代表者名 柚 原 洋 一

株式会社一六堂株式（証券コード 3366）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社八越（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 30 年 11 月 5 日、株式会社一六堂（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、コード番号：3366、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び対象者新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「（3）買付け等に係る株券等の種類」において定義します。）を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 30 年 11 月 6 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 30 年 12 月 18 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

株式会社八越
東京都中央区八重洲一丁目 8 番 9 号

（2）対象者の名称

株式会社一六堂

（3）買付け等に係る株券等の種類

（ア）普通株式

（イ）新株予約権

- ① 平成 27 年 6 月 25 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 6 回新株予約権」といいます。）

- ② 平成 28 年 6 月 28 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第 7 回新株予約権」といいます。)
- ③ 平成 29 年 7 月 14 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第 8 回新株予約権」といいます。)
- ④ 平成 30 年 6 月 14 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第 9 回新株予約権」といい、第 6 回新株予約権、第 7 回新株予約権、第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権を総称して「対象者新株予約権」といいます。)

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,775,800 (株)	3,729,301 (株)	— (株)

(注 1) 本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(3,729,301 株(所有割合 36.23%))に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,729,301 株(所有割合 36.23%))以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 買付予定数の下限である 3,729,301 株(所有割合 36.23%)は、①対象者が平成 30 年 10 月 15 日に提出した第 25 期第 2 四半期報告書(以下「対象者四半期報告書」といいます。)に記載された平成 30 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数(9,822,900 株)に、②(i)対象者が平成 30 年 5 月 30 日付で提出した第 24 期有価証券報告書(以下「対象者有価証券報告書」といいます。)に記載された平成 30 年 4 月 30 日現在の全ての新株予約権(4,570 個(目的となる株式の数 457,000 株))から、(ii)平成 30 年 5 月 1 日以降平成 30 年 11 月 2 日までに行使され又は消滅した新株予約権(1,505 個(対象者によれば、第 5 回新株予約権 1,182 個(目的となる株式の数 118,200 株)、第 6 回新株予約権 275 個(目的となる株式の数 27,500 株)、第 7 回新株予約権 24 個(目的となる株式の数 2,400 株)、及び第 8 回新株予約権 24 個(目的となる株式の数 2,400 株)))を除いた数の新株予約権(3,065 個(対象者によれば、第 6 回新株予約権 275 個(目的となる株式の数 27,500 株)、第 7 回新株予約権 1,284 個(目的となる株式の数 128,400 株)、及び第 8 回新株予約権 1,506 個(目的となる株式の数 150,600 株)))に、(iii)平成 30 年 6 月 14 日開催の取締役会で発行が決議された第 9 回新株予約権(1,800 個)から、同日以降平成 30 年 11 月 2 日までに行使され又は消滅した第 9 回新株予約権(対象者によれば、12 個)を控除した数の第 9 回新株予約権(対象者によれば、1,788 個(目的となる株式の数 178,800 株))を加算した数の新株予約権(4,853 個)の目的となる株式(485,300 株)の数を加算した数(10,308,200 株)から、③対象者四半期報告書に記載された平成 30 年 8 月 31 日現在の対象者の所有する自己株式数(13,900 株)を

控除した数(10,294,300株)(以下「対象者潜在株式勘案後株式総数」といいます。)より、①(i)公開買付者の発行済株式の全部を所有し、かつ、その代表取締役である柚原洋一氏が所有している対象者株式数(4,185,300株(所有割合40.66%))及び(ii)公開買付者の形式的基準による特別関係者にあたる常松美那枝氏が所有している対象者株式数(16,000株(所有割合0.16%))を控除した株式数(6,093,000株(所有割合59.19%))の過半数に相当する株式数(3,046,501株(所有割合29.59%))に、②(i)柚原洋一氏の所有する対象者株式のうち、本公開買付けに応募する株式(666,800株(所有割合:6.48%))、及び(ii)公開買付者の形式的基準による特別関係者にあたる常松美那枝氏が所有している対象者株式(16,000株(所有割合0.16%))を加算した株式数(3,729,301株(所有割合36.23%))となります。

(注3)本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定していないため、「買付予定数」は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある最大数(6,775,800株)を記載しております。当該最大数は、対象者潜在株式勘案後株式総数(10,294,300株)より、④柚原洋一氏の所有する対象者株式のうち、本公開買付けに応募しない株式(3,518,500株)を控除した株式数(6,775,800株)です。

(注4)本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式(13,900株)を取得する予定はありません。

(注5)単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い、公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

(ア) 届出当初の買付け等の期間

平成30年11月6日(火曜日)から平成30年12月18日(火曜日)まで(30営業日)

(イ) 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき金515円

第6回新株予約権 1個につき金1円

第7回新株予約権 1個につき金1円

第8回新株予約権 1個につき金1円

第9回新株予約権 1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,729,301株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（5,677,643株）が買付予定数の下限（3,729,301株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成30年12月19日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	5,326,743 (株)	5,326,743 (株)
新株予約権証券	350,900	350,900
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	5,677,643	5,677,643
(潜在株券等の数の合計)	(350,900)	(350,900)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	42,013 個	(買付け等前における株券等所有割合 40.81%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	56,776 個	(買付け等後における株券等所有割合 55.17%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	35,185 個	(買付け等後における株券等所有割合 34.19%)
対象者の総株主の議決権の数	98,073 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者

が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び対象者新株予約権についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、対象者潜在株式勘案後株式総数(10,294,300株)に係る議決権数(102,943個)を分母として計算しております。また、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、①対象者四半期報告書に記載された平成30年8月31日現在の発行済株式総数(9,822,900株)に、②(i)対象者有価証券報告書に記載された平成30年4月30日現在の全ての新株予約権(4,570個(目的となる株式の数457,000株))から、(ii)平成30年5月1日以降平成30年12月18日までに行使され又は消滅した新株予約権(1,517個(対象者によれば、第5回新株予約権1,182個(目的となる株式の数118,200株)、第6回新株予約権275個(目的となる株式の数27,500株)、第7回新株予約権36個(目的となる株式の数3,600株)、及び第8回新株予約権24個(目的となる株式の数2,400株)))を除いた数の新株予約権3,053個(対象者によれば、第6回新株予約権275個(目的となる株式の数27,500株)、第7回新株予約権1,272個(目的となる株式の数127,200株)、及び第8回新株予約権1,506個(目的となる株式の数150,600株)))に、(iii)平成30年6月14日開催の取締役会で発行が決議された第9回新株予約権(1,800個)から、同日以降平成30年12月18日までに行使され又は消滅した第9回新株予約権(対象者によれば、36個)を控除した数の第9回新株予約権(対象者によれば、1,764個(目的となる株式の数176,400株))を加算した数の新株予約権の目的となる株式の数(481,700株)を加算した数(10,304,600株)から、③対象者四半期報告書に記載された平成30年8月31日現在の対象者の所有する自己株式数(13,900株)を控除した数(10,290,700株)に係る議決権数(102,907個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

(ア) 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(イ) 決済の開始日

平成30年12月26日(水曜日)

(ウ) 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社八越

（東京都中央区八重洲一丁目8番9号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以上